

対馬市告示第155号

令和6年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年11月19日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和6年12月3日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○12月4日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
小島 徳重君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○12月5日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君

坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
小島 徳重君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	

○12月6日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○12月17日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○12月3日に応招しなかった議員

大浦 孝司君

○12月4日に応招しなかった議員

脇本 啓喜君

○12月5日に応招しなかった議員

脇本 啓喜君

初村 久藏君

○12月6日に応招しなかった議員

○12月17日に応招しなかった議員

令和6年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和6年12月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和6年12月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 認定第1号 令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度対馬市一般会計補正予算(第6号))
- 日程第18 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度対馬市一般会計補正予算(第7号))

- 日程第19 議案第61号 令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第62号 令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第63号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第64号 令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第65号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第66号 令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第67号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第68号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第69号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第70号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第71号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第72号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第31 議案第73号 対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第74号 対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第75号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第35 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第36 議案第78号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 認定第1号 令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第18 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第19 議案第61号 令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第62号 令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第63号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第64号 令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第65号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第66号 令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第67号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第68号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第69号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第70号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第71号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第72号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便

性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 日程第31 議案第73号 対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第74号 対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第75号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第35 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第36 議案第78号 財産の取得について

出席議員（18名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 糸瀬 雅之君 | 2 番 陶山荘太郎君 |
| 3 番 神宮 保夫君 | 4 番 島居 真吾君 |
| 5 番 坂本 充弘君 | 6 番 伊原 徹君 |
| 7 番 入江 有紀君 | 8 番 船越 洋一君 |
| 9 番 脇本 啓喜君 | 10番 小島 徳重君 |
| 11番 黒田 昭雄君 | 12番 小田 昭人君 |
| 13番 波田 政和君 | 14番 小宮 教義君 |
| 15番 上野洋次郎君 | 17番 作元 義文君 |
| 18番 春田 新一君 | 19番 初村 久藏君 |

欠席議員（1名）

- 16番 大浦 孝司君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | | | |
|------|--------|----|--------|
| 局長 | 平間 博文君 | 次長 | 藤原 亘宏君 |
| 課長補佐 | 糸瀬 博隆君 | 係長 | 小島 亮君 |

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開会

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。大浦孝司君から欠席の届出があっております。

ただいまから、令和6年第4回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することとします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、島居真吾君及び坂本充弘君を指名いた

します。

日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から12月17日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月17日までの15日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。次に、各常任委員会から委員派遣に関する調査報告の提出があつておりますので、報告をいたします。

総務文教常任委員会は、長崎県庁、北九州市を訪問し、長崎県国民保護計画、空き家対策について、産業建設常任委員会は、熊本県八代市、北九州市を訪問し、陸上養殖事業、宿泊税などについて、それぞれ視察、調査研究を行っております。

詳細につきましては、タブレットに掲載しております、委員会調査報告書のとおりであります。以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（初村 久藏君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出があつておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。本日ここに、令和6年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、初めに、去る11月15日に薨去されました三笠宮崇仁親王妃百合子殿下に謹んで哀悼の意を表し、市民皆様とともに安らかなる御冥福を心よりお祈り申し上げます。

次に、11月15日付で新聞に掲載されました、美津島町の旧浅海中学校跡地の取得についてでございますが、記事は、防衛省が陸上自衛隊の基礎訓練などを実施するため、美津島町の旧浅海中学校跡地の取得を計画しており、令和7年度概算要求で土地と建物の購入費を計上しているという内容であり、本件につきましては、市は陸上自衛隊対馬警備隊から当該施設の跡地利用に

ついて相談を受けていたところでもあります。

市では、災害など有事の際の自衛隊活動拠点にもなり得るものと考えられることから、売却について前向きに検討する旨を先方にお伝えしておりました。現時点では、先方も予算要求の段階であり、今後市に対して正式に申出があれば、市といたしましては、早い段階で近隣地区の皆様に対する説明を行い、かつ御理解を得た上で対応することとしております。

次に、さきの衆議院議員総選挙において、長崎2区で御当選されました加藤竜祥議員、山田勝彦議員に対し、心からお喜びを申し上げます。今後も国政の場において一層の御活躍を御期待し、本市の発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、9月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、初めに、石川県の能登半島大雨災害による義援金についてでございますが、令和6年9月に石川県能登地方で発生しました大雨により、人的被害や住宅被害が報告され、加えて、能登半島地震から復興の途上にある地域に、甚大な被害が生じております。

本市ではこのような状況を受け、現地での救援・復興活動を支援するため、市役所各庁舎に募金箱を設置し、本年12月20日まで義援金の受付を行っています。

皆様の御支援と御協力をお願いいたしますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興が図られますよう、心よりお祈り申し上げます。

次に、しまづくり推進部についてでございます。

海洋ごみ解決に向けた取組の一つとして、11月9日、包括連携協定を締結しております株式会社博多大丸と大丸福岡天神店エルガーラ・パサージュ広場でクリスマスツリーの点灯イベントを開催しました。

イベントは、今年で3回目を迎えます。

クリスマスツリーの制作は、対馬高校ユネスコスクール部の生徒が参加し、一人でも多くの方々に行動変容のきっかけをつくりたいという思いで、絶滅危惧種である、「ツシマウラボシジミ」をモチーフにオーナメントされています。

クリスマスツリーの点灯は、同校ユネスコスクール部の生徒たちの手で行われ、併せまして、生徒たちには日頃の絶滅危惧種（ツシマウラボシジミ・オウゴンオニユリ）に対する保全活動並びに海岸清掃活動の報告に加え、対馬の未来についてのトークイベントに参加していただきました。

対馬が抱える課題や漂流ごみを通じた環境問題をこのイベントで提起するとともに、本市における取組を広く発信していただいております。

今後も企業と連携し、対馬の抱える課題解決のため、SDGsの取組を推進してまいります。

なお、クリスマスツリーは、本年12月25日まで点灯しております。福岡に行かれた際は、

ぜひお立ち寄りください。

次に、中対馬振興部についてでございます。

市政20周年記念事業として、「つしまんなかまつり」並びに「第37回いきいき豊玉まつり産業祭」を実施しました。

10月6日、峰町佐賀漁港埋立地において、「つしまんなかまつり」が5年ぶりに開催されました。

当日はあいにくの雨模様でありましたが、園児、小中学生によるダンスや海神太鼓の演奏をはじめ、宝探しゲーム、魚のつかみ取り、花火大会など、子供から大人まで楽しめたイベントとなり、約3,000人の来場者でにぎわいました。

11月3日、豊玉文化会館駐車場を会場として、第37回いきいき豊玉まつり産業祭が開催され、2,500人を超える市民の皆様にご来場いただきました。

祭りは、豊玉こども園の園児によるダンスを皮切りに、ロングかすまき早食い競争など、多彩なイベントに加え、農林水産物の販売、毎年恒例のイノシシ肉を使った「豊玉元気鍋」の提供も行われ、多くの市民でにぎわいました。また、本市と海山交流事業を行っております熊本県山江村からも特産品の御出展をいただき、盛会裏に終了しました。

次に、教育委員会事務局についてでございます。

10月12日、上対馬町比田勝の豊崎神社において、「万葉の和琴～対馬から大和へ～」と題した雅楽公演を行い、約120人が来場しました。

来場者は、夕べの厳粛な雰囲気の中で、対馬の桐でつくられた和琴の演奏と春日大社の雅楽の舞を通じて、悠久の時を超える調べを堪能していました。

次に、福山雅治さんのライブビューイングについてでございます。

10月13日、長崎スタジアムシティのこけら落としとして、福山雅治さんのコンサートのライブビューイングを実施しました。

対馬市公会堂において、長崎スタジアムシティでの映像と歌声をライブで市民にお届けすることができ、会場に詰めかけた約190人は、スクリーン越しに福山雅治さんのパフォーマンスを楽しまれ、心に残るライブとなりました。

次に、対馬市スポーツフェスタ2024についてでございます。

11月4日、豊玉総合運動公園で、対馬市スポーツフェスタ2024を開催し、約130名の小学生が参加しました。

本フェスタは、小学生を対象とし、ウォーキング大会を皮切りに、陸上、サッカー、バスケットなどの各種スポーツの魅力を発信するとともに、楽しみながらスポーツに関わる機会を提供することを目的としております。

ゲストには、オリンピック陸上400メートル日本代表の佐藤拳太郎氏、サッカーの元日本代表高木琢也氏、徳永悠平氏をお招きし、3人によるトークショーや子供たちが実際に各種スポーツを体験し、アクティビティを楽しんでいました。

本市では、今後も、対馬の将来を担う子供たちに夢と希望を抱いてもらえるような機会を提供し、スポーツを通じて対馬を盛り上げていけるよう、取組を邁進してまいります。

次に、消防本部についてでございます。

消防フェスタ2024について、10月20日、消防署において消防フェスタ2024を開催し、市民約250人が参加しました。

本フェスタは、消防行政の理解、防火や防災への関心を深めてもらうことを目的としており、当日は13メートルブーム付消防自動車乗車体験をはじめ、消防服の試着、消火器体験などを行いました。特に消防職員による降下訓練では、救助隊員の救助技術を間近で見させていただき、より身近に消防を感じていただきました。

以上が行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認2件、令和6年度一般会計など補正予算7件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定3件、工事請負契約の締結2件、財産取得1件、合わせて20件でございます。

内容につきましては提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
総務文教常任委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年10月24日、対馬市役所厳原庁舎別館第1会議室において、教育委員会事務局から扇教育部長、扇次長のほか2名に出席いただき、厳原小学校建て替え計画と学校の統廃合について所管事務調査を行いました。

まず、厳原小学校において、校舎の現状や計画されている新校舎と体育館の建て替え位置及び関連する工事の実施要領などを確認した後、会議室に移動し、建て替え計画のスケジュールと問題点及び学校の統廃合について説明を受けました。

厳原小学校の校舎は昭和40年、体育館は昭和44年に建設され、平成22年の耐震補強工事や随時の維持補修を行っているものの、老朽化が激しく、特に外廊下は、児童の安心・安全な学校生活と給食運搬時の衛生面に多大な支障を来しています。

建て替えについては、厳原市街地に学校用地として必要な条件に適した場所がなく、現敷地内での建て替えを計画しており、現在までに基本設計まで終了しているとのことです。

今後計画している建て替えスケジュールについては、2年間で測量、実施設計を実施し、工事については、資材搬入等の用地などを確保するため、現体育館の解体及び敷地南側の張り出しスラブの解体と擁壁改修に2年間、現グラウンド敷地内に新体育館建築と引越しに2年間、普通教室12部屋、特別支援教室4部屋と、通級指導教室2部屋などを設けた鉄筋コンクリート3階建ての新校舎建築と引越しに3年間、旧校舎解体とグラウンド改修工事に2年間の全体で9年間を要するとのことでした。

また、建て替えに伴う課題については、工事中の児童と職員の安全確保や、騒音・振動による学習などへの影響もありますが、1番の課題は体育館で4年間、グラウンドで9年間の長期の使用不能期間が発生することです。

その対策としまして、体育等の授業や行事の開催時には、小型バスによる清水ヶ丘多目的広場・厳原体育館、県立対馬高校及び対馬市交流センターへの送迎等を検討しているとのことでした。

次に、学校の統廃合についてですが、令和6年度の学校数は小学校15校、中学校11校の計26校であり、児童生徒数は小学校1,203人、中学校637人の計1,840人です。児童生徒数は毎年減少しており、令和12年度には小・中学校を合わせて1,600人を下回る見込みとのことでした。

現在は、令和3年に策定した「第2期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画」における令和7年度までの前期期間であり、統合の基本的な考え方は次の3つであるとのことです。

1、学校の適正規模は、複式学級の解消を進め、小学校は6学級以上、児童数70人以上とし、中学校は3学級以上、生徒数50人以上を目安とする。

2、通学距離と時間は、長距離通学の負担を考慮し、スクールバス通学を基本として、小学校は概ね20キロの40分以内、中学生は概ね25キロの50分以内とする。（ただし、保護者と地域住民の意思、道路事情等によってはこの限りではない。）

3、通学区間は、原則として小学校と中学校を同一区域とする。

また、統合の進め方については、2年間の統合協議期間を設定し、この間に保護者説明会、地区説明会を開催して、保護者と地域住民に十分な説明、協議を行い、理解と協力を得るようにしているとのことです。また、計画時期以外でも、小学校は児童数が20人を下回る場合、中学校

は複式学級になる見込みの場合には、協議を開始するとのことです。

統合の合意が得られた場合は、1年間程度を準備期間とし、統合先の学校との交流学习、教育委員会と統合する学校及び統合先の学校とにおいて、備品や文書整理の協議を行うとともに、統合する学校のPTAや地域住民などで構成する閉校準備委員会を設置し、閉校へ向けての準備を進めるとのことです。

令和5年度は、豆酏中学校、今里小学校、仁田中学校及び美津島北部小学校で保護者説明会を実施した結果、豆酏地区においては、令和2年度からの協議により、保護者が小・中学校ともに久田に統合することで合意し、その後に地区も合意したことから、令和8年度に小・中学校ともに統合する予定であります。ほかの3校については、今後も協議を進めていくとの説明を受けました。

委員からは、巖原小学校の建て替えについては、長期間の体育館とグラウンドの使用不能期間を解消するため、本当に建て替え用地として適した場所はないのか、清水ヶ丘多目的広場・巖原体育館も含め、再度検討してほしい、近隣の学校との統合を進めることにより、工事期間に限定した学校の配置替えなど、柔軟な対応をとってほしい、また、学校の統合については、保護者や地域の意見も尊重することは分かるが、子供たちのよりよい学校生活を最優先とした計画を進めてほしい、児童生徒数の減少を見据えて、早期の説明を実施することにより、円滑な計画の推進を図ってほしいなどの意見がありました。

教育行政においては、教育を受ける権利を有する子供たちを真ん中に置き、そのためには何をすべきなのかを常に考え、各事業を計画、推進してもらうことを要望します。

次に、本委員会の閉会中の継続審査案件になっております、発議第4号、国境、対馬市平和の日条例について、市役所本庁別館第一会議室において、総務部との意見交換を行いました。その中で、市民に根づいた条例とするために、市民の意見を聞く必要がある、当面は継続審査として時間をかけて調査研究する必要があるなどの意見があり、委員会としても慎重に審査をした上で結論を出すべきとして、引き続き、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、巖原小学校の建て替えを検討しますということの報告は聞いておりました。

初めて日程的なこととかが、議会の中で具体化したものが出てきたんですけども、その中で気になったのが、建て替え期間中、体育館では4年間、グラウンドでは9年間の長期の使用不可能期間が発生するという報告があつて、委員の中からも、このことについては、検討の余地がある

んじゃないかというような意見が出ております。それで、このことは、委員会としては、また検討される機会とか、そういうのがあるのかどうかというのを、1点お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点は、巖原小学校現地は高台にあるわけですが、ここの道路事情、通学路等、いろいろな外部からの車の出入り等、今の現状のところは大変狭いです。

そして、上って行って玄関のところにとどり着くまでのところが急な曲がり角になっています。そういうこともあって、いわゆる道路の状況、取付け道路といいますか、どこの位置にどのような計画されているのか、そのあたりの報告があったかどうかということ、この2点を、確認をしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） まず、小島議員の質問についてお答えします。

体育館とグラウンドの長期の使用不能期間が発生することにつきましては、まず現体育館を解体して、まず初めに。基本計画においては、そこに工事車両とか、資材等を集積とか、運搬するスペースをまずつくって、そして、擁壁工事を終了した後、現グラウンドの敷地内に新校舎を建設するというので、その中で体育館とグラウンドの使用不能期間が発生します。グラウンドにおいては約9年間、体育館については、体育館を解体しまして、まず新体育館の建設から始まりますので、その建設が終わったら体育館が使用できるようになりますので、体育館の使用不能期間のほうが短いということでした。

今、私が調べた情報によりますと、第1回の保護者説明会は開催していただいたということですが、参加人数が非常に少なかったということで、PTAにも、この間行政報告を行ったんですけども、教育委員会と一緒に保護者のほうも、この問題は考えてほしいという提議はしております。

次に、道路につきましては、今のところ車幅の拡張とか、そういうことは計画されておられません。基本計画においては、現地を見る限りでも、そこはちょっと厳しいんじゃないかと、委員会としても考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） グラウンドが9年間使えない。その間の体育活動というか、それは体育館が建て替われば4年で使えるようになるというのはありますけども、それにしても、学校の生活、学校の在り方として、やっぱりこれは十分今後検討していかなくちゃいけないんじゃないかという感じを受けました。

そして、やはり先ほど申したように、そのこととも関連しますが、道路のことも、これ十分検討した上で、建て替え、現地でするなら考えなくちゃいけないと思います。

1回私は一般質問で取り上げさせていただいたんですが、登校時に車と児童が接触しそうになって、そういうあわや事故というか、人身事故になるような事例もあっていますが、そのあたりも含めて、議会としても少しよく吟味する必要がある。委員の方から出た意見というのが、私はもっともな意見だというふうに思っています。

建て替えについては賛成です。もう校舎としては年数もたっていますし、それから校舎の構造が、今の子供たちの生活には不向きだということも十分皆さん御存じですから、建て替えそのものは賛成ですけども、場所と方法といろいろ検討が必要じゃないかということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 小島議員の意見につきましては、全くごもっともだと思います。委員会としても、代替道路というか、観光道路からの接続とか、そういうところも意見が出たんですけども、あそこは急傾斜特別警戒区域にかかっておりまして、ちょっと観光道路からの接続は困難であろうという結果に達しております。

そして、やはり工事車両と子供たち、特に、児童たちが接触するようなことがないように、委員会としても、別の用地に建て替える場所がないのかとか、工事期間中は、どことは言えませんが、近隣の小学校との統合を進めて、工事期間中だけは、そこを厳原小学校として運用していくような柔軟な考えを、要望はしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今、統合の厳原小学校の問題が出ておりますけども、将来的にこの建て替えの問題は、統合の問題とも、金田小学校、厳原北小学校、そこら辺の将来的な統合の話と、あと建て替え場所についての関連性の話はなかったのか、1点お尋ね申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 先ほども申し上げましたとおり、統合期間を進めて、そういう意見が出ておりますので、そこは教育委員会には伝えております。

あとは、建て替え地域については、もう一回、文科省ともう一回協議をしていただいて、それが無理であれば別の手を考えていただきたいという要望をしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） この建て替え用地なんですけども、やはり教育委員会だけの動きでは、ちょっと用地的なものも厳しいんじゃないかと思っておりますので、これは要望なんです

けども、やはり市長並び副市長あたりが、用地関係は一緒になって動いていってほしいと、これは要望でございますので、よろしく願いしておきます。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） おはようございます。厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年10月29日に、対馬市生ごみ等堆肥化施設、汚泥再生処理センター厳美清華苑及び対馬クリーンセンターにおいて、村井市民生活部長、阿比留環境政策課長及び担当職員に出席を求め、各施設の概要と運営状況について所管事務調査を行いました。

まず、美津島町根緒にある対馬市生ごみ等堆肥化施設において施設内を視察し、施設の概要と生ごみ回収事業の取組について説明を受けました。

当施設は、平成27年3月から供用開始し、堆肥化機械で好気性発酵処理を行っているとのこと。この生ごみ回収事業は、各家庭や事業所から排出される生ごみを市が回収し、集めた生ごみから生ごみ堆肥の再資源化を行っており、生ごみの分別回収により可燃ごみの量が減り、焼却量が減ることで焼却費用やCO₂排出量の削減を図ることを目的とした事業であります。

令和5年度における堆肥化実績は、事業所59か所から163.3トン、一般家庭2,288世帯から177.4トンの生ごみが回収されており、総量340.7トンの生ごみから29.6トンの有機肥料がつくられております。再資源化した生ごみ堆肥「堆ひっこ」は、生ごみ回収事業に加入している方に無料で配布されており、令和5年度は200人が利用し、27.53トンの「堆ひっこ」が有効活用されています。

次に、隣地にある汚泥再生処理センター厳美清華苑において施設内を視察し、施設の概要と汚泥再生処理について説明を受けました。当施設は、平成14年3月の供用開始後、施設の延命化工事と処理能力を増加するための改修工事を行い、令和3年度からは、1日の処理能力は、工事前の60キロリットルから81キロリットルとなっており、搬入されたし尿と浄化槽汚泥は、膜分離高負荷脱窒素処理方式と発酵方式により処理され、安定した良質の処理水と汚泥堆肥として循環資源化されているとのことでした。

令和5年度のし尿処理施設の使用台数は、1万5,129台で、使用料は468万9,990円、

搬入量は、し尿が1万9,554キロリットル、浄化槽汚泥が8,131キロリットル、合計2万7,685キロリットルとのことでした。また、施設で製造された汚泥堆肥「ありねよし」は、令和5年では8,830袋が生産されており、令和4年度在庫数と合わせて1万3,214袋が有機肥料として無料で配布され、循環資源の活用がされております。

次に、厳原町安神にある対馬クリーンセンターにおいて、施設内を視察し、施設の概要について説明を受けました。令和5年度において、焼却施設の種類別ごみ搬入量は、可燃ごみが一番多く約7,796トンで、総搬入量は約1万1,559トン、ごみ焼却量は1万1,096トンとなっております。

リサイクル品については、総引取量は1,025トン、引取金額は1,798万4,774円で搬入された瓶とペットボトルは、リサイクル協会が引取りを行っており、段ボールや古紙、スチール缶やアルミ缶、鉄くず等については、地元業者が有料にて引き取り、島外へ輸送され、リサイクルされているとのことでした。

焼却施設の焼却量と焼却経費の実績については、ごみ焼却量は1万1,096トン、灯油や電気、薬品、点検補修や工事費等ごみ焼却に係る経費は5億1,981万9,000円となっております。また、令和5年度最終処分場の総埋立量は、スラグや焼却不燃残渣等が約1,129トンで、最終処分場に埋立可能な全埋立量は3万9,000立方メートルに対して、平成15年度埋立開始からの埋立量は約1万6,512立方メートルとなっており、埋立可能年数は27年後の令和32年度までと推定されているとのことでした。

最後に、対馬クリーンセンター内の会議室において、質疑応答とまとめを行いました。委員から、国が2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を提案している中で、今後の施設の見通しについてどう考えているかとの質疑に対し、担当から、対馬クリーンセンターについては、平成29年から令和元年にかけて基本改良工事を実施し、工事後15年は使用可能とした長寿命化を図っており、あと9年程度は使用可能であると見込んでいる。国からの指針はまだ示されていないが、検討の必要性は感じているとの回答がありました。また、建設当初、建設地である安神地区の住民を施設職員として雇用するという話があったが、現在の雇用状況はとの質疑に対し、現在は1名雇用しているとの回答があり、安神地区の人口減少に歯止めをかけるためにも、施設職員はなるべく地元採用をしていただきたいとの意見がありました。

また、し尿くみ取り料金の高騰により、市民にとって経済的負担になっているのではとの質疑に対し、現在11業者あるし尿くみ取り許可業者が料金設定し、市に料金改定の申し入れがあっているとのこと。市は適正価格か否かの判断をし、料金改定について承認を行っているとのことでした。

人件費と燃料費の高騰を理由に、県内全域においても、し尿くみ取り料金の値上がりが見受け

られており、対馬市においても県内全域と比較して、中間程度の料金設定としているとの説明を受けました。

また、世界的にごみや環境問題が深刻化している中で、対馬市においても、市民がごみの分別やリサイクルへの意識を高める取組を進めていくとともに、各施設において、市民の生活環境の向上を図るため、安全で効率的な施設運営、循環資源の活用等への取組をしていただきたいとの意見がありました。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の事務調査報告を行います。産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年10月31日に、湯多里ランドつしま指定管理事業の現状と課題について所管事務調査を行いました。

当日は、俵副市長、阿比留観光交流商工部長、阿比留観光商工課長、永留観光商工課長補佐、株式会社クリル代表取締役藤井氏、株式会社サクラ代表取締役市口氏、湯多里ランドつしま支配人一ノ瀬氏に出席いただき、湯多里ランドつしまの施設内を現地視察し、その後、美津島行政サービスセンター別館2階大会議室において説明を受けました。

まず、指定管理業務における株式会社クリルと株式会社サクラの関係性についてですが、株式会社クリルの本社所在地は佐世保市で、代表取締役は藤井氏、取締役は小村氏と株式会社サクラの代表取締役である市口氏です。株式会社サクラの所在地は本市美津島町雞知で、取締役は置かれておりません。

出資者は株式会社クリル、株式会社サクラ、いずれも藤井氏であります。湯多里ランドつしまの責任者は、株式会社クリル社員の一ノ瀬氏が施設長となっております。

雇用の実態については、湯多里ランドつしま従業員の雇用は株式会社サクラで、賃金等の経理事務については株式会社クリルで行い、株式会社サクラで支払いが行われています。所得税については、源泉徴収等の経理事務は株式会社クリルで行い、株式会社サクラで納税がされています。

社会保険料等についても、所得税の取扱いと同様であります。水道料金と電気料金については、契約者は株式会社クリルで、水道料の経理事務は株式会社サクラが行い、市に納入し、電気料金は株式会社クリルが経理事務及び支払いを行っています。入湯税は株式会社サクラで経理事務及び納税がされています。

次に、湯多里ランドつしまの運営については、会社組織は総務・経理等の統括部門と事業行為を実施する営業部門の2つに大別され、営業部門として株式会社クリルの社員が施設長として現場を統括し、株式会社サクラの従業員が従事しています。統括部門は基本的に株式会社クリルが担い、施設長及び株式会社サクラの代表取締役はクリルの社員であり、状況把握及び意思決定等は円滑に行われているということでもあります。

これらの状況を踏まえ、市としては10月22日に改めて市の顧問弁護士に見解を伺っており、株式会社クリルと株式会社サクラについては、同一性があるとは法的には完全に言えないとのことであり、一方で同一性がないとも言い切れないということでもあります。精査の結果について、株式会社クリルと株式会社サクラが第三者であるか否かについては、弁護士の見解を踏まえ、微妙な判断であり、市としては湯多里ランドつしまの適正な指定管理者の在り方について、疑念が生じることがないように、今後指定管理者と協議を進めていきたいと考えているという説明でありました。

次に、従業員の賃金支払いについては、観光商工課において、令和6年9月17日に確認し、先の常任委員会において、遅配がないことを説明していたが、その後、新たに遅配が発生しているということでもあります。

その状況については、株式会社サクラに雇用されている従業員の9月分支給の賃金13人分について、一部未払いが発生したということでもあります。発覚の経緯については、10月7日に新たな遅配が発生しているとの情報が入り、基本協定書第16条、業務実施状況の確認により直ちに説明を求め、遅配が事実であることを確認。副市長に報告し、翌8日に口頭にて早急に支払うよう指導したということでもあります。翌9日に全額が支払われております。

その後の対応としては、基本協定書第17条に基づき、業務の改善勧告を行っております。その内容としては、労働基準法第24条において、通貨での支払い、労働者への直接払い、全額払い、毎月1回以上、一定期日支払いの5原則が定められております。法令と労働条件通知書に明示された全額を支払うことを遵守するよう勧告したということでした。改善勧告に基づき、市は指定管理者から勧告事項改善報告書を受領しております。今後の対応策として、10月支払日から6か月間、支払い完了後に速やかに支払いを確認できる関係資料が市へ提出されることとなっております。

今後においては、このようなことが発生しないよう、市及び指定管理者が高い意識で法令等を

遵守し、指定管理施設の信用回復と従業員の生活給であります賃金の未払いの未然防止に努めていくという説明でした。

委員からは、従業員の給与の遅配や業者への未払い金については、二度と発生しないよう徹底していただきたい。市において、指定管理者との契約内容、経緯等の事務引継ぎを徹底させること、市職員の業務の適正配置をすること、疑義が生じるような再委託の禁止に関する条文変更の検討、令和5年度の営業開始が遅れたことについて、前受託者の管理体制に不備はなかったのかといった意見がありました。

今後においても、湯多里ランドつしま指定管理事業が適切に実施されることを望むものであります。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分からいたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第8. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第8、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） 長崎県病院企業団議会臨時会が、令和6年9月30日午後1時30分から、長崎市出島メッセ長崎で開催され、対馬市議会から脇本議員と私が出席いたしましたので、その審議内容等について、次のとおり報告します。

本年4月に就任されました八橋企業長より、それぞれの地域での将来を見据えた医療提供体制や、約2,400名の企業団職員が生きがい・やりがいを感じる魅力ある職場環境づくりとともに、健全経営を目指して全力で取り組むことや、医療従事者の計画的な確保、地域医療構想に基づく病床機能の再編、老朽化による病院の建て替えなどに取り組んでまいりたいとの報告がありました。

続いて、臨時会に上程の議案は、令和5年度決算、前定例会以降の重要事項では、予算議案

1件、報告議案1件であります。また、議会終了後に全員協議会が開催されました。

令和5年度決算ですが、長崎県病院企業団事業会計経常損益は、約13億円の損失で、昨年との比較では約38億円悪化しています。

約38億円の損失のうち、約26億円は新型コロナウイルス感染症対策補助金削減によるもの、また、医業損益では約12億円との報告がありました。

令和5年度決算については、コロナ関連の補助金削減は想定済みであり、本業の医業損益の悪化に危機意識を持ち、職員一丸となって経営改善に取り組んでいきたいとのことでした。

次に、予算議案の長崎県病院企業団事業会計補正予算（第2号）は、壱岐病院の増築等整備に係る増嵩経費及び公金振込手数料の有料化についての補正予算の計上であります。

報告第1号、企業長専決事項報告、令和6年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）は、新興感染症の感染拡大時に対応できるよう、病室改修や簡易陰圧装置整備の専決処分の報告でありました。

議案審査後は、全員協議会が開催され、令和5年度長崎県病院企業団事業会計決算では、11施設全体で12億9,800万円の純損失となっています。

うち、対馬地域病院の医業損益は、対馬病院3億6,800万円、上対馬病院1億600万円の純損失を計上しています。

その他、医療連携ヘリ事業の運航実績、対馬地域の郷診郷創の取組状況では、医療費ベースでの目標値72.9%に対し、実績値は64.6%で、目標値に対し8.3ポイント下回っています。

上対馬病院建替に対し、本年9月5日開催の対馬区域地域医療構想調整会議で、40床規模を前提に、津波対策等を含め、設計業務等を進めたいとの報告がありました。

以上で、長崎県病院企業団議会令和6年臨時会における説明を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、第3回定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました令和5年度各会計の決算認定については、審査報告書の提出があつております。

日程第9. 認定第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第9、認定第1号、令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） それでは、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和6年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました、認定第1号、令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、同規則第110条の規定により報告します。

本委員会は、令和6年10月2日から4日までの3日間にわたり、対馬市議会議場において、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら、慎重に審査を行いました。

令和5年度の一般会計決算について、歳入総額は333億4,165万2,000円で、前年度と比較すると5億22万7,000円、率にして1.5%の減であります。

また、歳出総額は、323億5,863万9,000円で、前年度と比較すると3億2,810万6,000円、率にして1.0%の減であります。

歳入、歳出とも減となっておりますが、これは普通建設事業費及び新型コロナ関連事業の減少によるものが主な要因であります。

歳入の主な構成は、地方交付税142億4,733万1,000円（構成比42.7%）、市債35億173万円（構成比10.5%）、国庫支出金48億4,573万6,000円（構成比14.5%）、自主財源の柱である市税については、30億7,271万3,000円（構成比9.2%）で、昨年比2,276万3,000円、0.7%の増であります。

歳出の主な構成は、補助費など50億4,382万1,000円（構成比15.6%）、普通建設事業費57億6,070万8,000円（構成比17.8%）、物件費52億1,725万7,000円（構成比16.1%）、公債費48億1,605万1,000円（構成比14.9%）、人件費44億5,258万2,000円（構成比13.8%）となっています。

また、人件費、扶助費及び公債費のいわゆる義務的経費は、134億8,990万3,000円で、歳出全体の41.7%を占めています。

市税の徴収率は、現年課税分が97.93%（前年度98.22%、前々年度98.16%）、滞納繰越分が9.68%（前年度8.22%、前々年度11.70%）で、合計の徴収率は89.79%（前年度89.93%、前々年度89.41%）で、前年度より0.14ポイントの下降となっているものの、前年度から引き続き高い収納率を維持しています。

しかしながら、本市の財政状況は依然として、自主財源に乏しい脆弱な構造が続いています。本市の貴重な財源である税収入を確保するため、また、税負担の公平性の観点からも、滞納の早期解決を図るなど、引き続き、市税の徴収強化に努力していくことが必要であります。

最後に、決算審査における指摘事項や意見等については、各部署において十分検証・検討さ

れ、最小の経費で最大の効果が得られるよう、経済性、効率性、有効性を常に意識した事業の執行に努められたい。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、本市観光業も徐々に活気を取り戻し、ようやくコロナ前の日常が戻りつつある一方で、物価高による景気後退懸念、少子高齢化、人口減少等の状況が続く中、本市財政を取り巻く状況は大変厳しいものでありますが、社会情勢の変化を的確に把握され、事業の優先度、緊急度を精査するとともに、財源の確保に一層の創意工夫を凝らし、さらなる市民の福祉向上と市政の発展を図るため、市長をはじめ、職員一丸となって、今後の行政運営に取り組みられることを強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会は本日をもって終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。決算審査特別委員会は、本日をもって終結することに決定しました。

日程第10. 認定第2号

日程第11. 認定第3号

日程第12. 認定第4号

日程第13. 認定第5号

日程第14. 認定第6号

日程第15. 認定第7号

日程第16. 認定第8号

○議長（初村 久藏君） 日程第10、認定第2号、令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、認定第8号、令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和6年第3回対馬市議会定例会において、本委員会に付託されました案件は認定第6号の1件であります。

認定第6号、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計の歳入に係る決算額は4,094万円です。主な内訳は、1款・事業収入で、旅客運賃と貨物運賃を合わせて253万1,000円、2款・国庫支出金で赤字航路事業に対する国庫補助金1,560万4,000円、3款・県支出金で、赤字航路事業に対する県補助金498万4,000円、4款・繰入金で一般会計からの繰入金1,769万1,000円であります。

次に、歳出に係る決算額は4,084万円です。

主な内訳は、1款・総務費で、給料及び職員手当等の人件費など2,489万4,000円、2款・施設費で、燃料費、修繕料及び寄港地集約に伴う貝口から加志々間のバスの運行业務委託料など982万9,000円、3款・公債費で、船舶建造等に係る償還金元金及び償還金利子611万6,000円であります。

今年度は歳入、歳出ともに、前年度比で269万6,000円の減となっております。これは主燃料のA重油の取引単価が下がったことが主な要因であります。

また、事業収入については、月額会計年度任用職員1名の欠員により、土・日・祝日の運休に伴う周遊観光の運航回数が減ったことから、若干の減額となっております。

説明後に、委員からの、今後、赤字路線に対する運航や職員の採用はどのように考えているかとの質問には、この事業は定期バスの未運行地域に居住する高齢者・障害者の通院などに欠かすことができない生活航路であり、今後も航路の存続は必要だと考える。職員については、月額会計年度任用職員の継続募集に加えて、年齢制限を引き上げての一般事務（海事）職員の公募を人事課と協議しているとのことでした。

対馬市旅客定期航路事業の必要性は十分に理解できるものの、今後は生活航路として利用している市民の利用状況を把握・分析した上で、地域公共交通との接続など、代替手段の検討を始め

ることも必要ではないかと考えます。

本委員会に付託されました認定第6号につきましては、慎重に審査し採決した結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和6年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました案件は、認定第2号から認定第5号までの4件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月4日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

認定第2号、令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億4,811万4,000円で、歳出に係る決算額は4億4,675万8,000円であります。

歳出の1款・総務費は3億6,116万9,000円で、職員及び会計年度任用職員の人件費、診療所の光熱水費及び修繕料、生化学検査手数料、対馬病院からの医師派遣及び医療機器保守点検等の委託料、公設民営診療所7か所に対する運営費等補助金、2款・医業費は8,558万9,000円で、診療所で使用する内視鏡や心電図等の医療用器具使用料、直営の12診療所で使用する検査試薬、注射器、注射針等の医業用消耗器材費及び薬品購入費が主なものであります。

認定第3号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は43億9,348万4,000円で、歳出に係る決算額は43億7,487万4,000円であります。

歳出の1款・総務費は4,150万7,000円で、レセプト点検及び国民健康保険税の徴収に係る会計年度任用職員の人件費、被保険者証の郵送等に係る通信運搬費、国民健康保険の各種システム運用に係る手数料、制度改正に伴うシステム改修業務委託料、国民健康保険団体連合会負担金、納税組合事務取扱費交付金、過誤納還付金及び還付加算金が主なものであります。

2款・保険給付費は31億5,138万1,000円で、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、一般被保険者高額療養費、出産育児一時金、葬祭費が主なものであります。令和5年度出産育児一時金の支給件数は9件、葬祭費の支給件数は67件であります。

3款・国民健康保険事業費納付金は10億9,549万6,000円で、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分が主なものであります。

5款・保健事業費は5,384万9,000円で、特定健康診査に係る会計年度任用職員の人件費、検査医療機関へ支払った特定健康診査等委託料、人間ドック受診者への助成金、8款・諸支出金は391万5,000円で、保険給付費等交付金償還金等が主なものであります。

認定第4号、令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億3,763万9,000円で、歳出に係る決算額は4億3,658万8,000円です。

歳出の1款・総務費は2,645万4,000円で、職員の人件費及び長崎県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金、2款・後期高齢者医療広域連合納付金は4億985万6,000円で、保険基盤安定負担金と保険料納付金、3款・諸支出金は27万7,000円で、保険料還付金が主なものであります。

認定第5号、令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は40億2,292万8,000円で、歳出に係る決算額は39億6,052万7,000円です。

歳出の1款・総務費は9,037万8,000円で、職員及び認定調査に係る会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会に係る委員報酬、認定事前自宅審査謝礼、主治医意見書の作成手数料、介護保険事業計画策定委託料が主なものであります。

2款・保険給付費は35億5,530万2,000円で、居宅介護サービス給付費負担金、居宅介護予防サービス給付費負担金、高額介護サービス費負担金、高額医療合算介護サービス費負担金、特定入所者介護サービス費負担金が主なものであります。

6款・諸支出金は6,215万円で、国費・県費精算返還金、支払基金交付金返還金、一般会計繰出金、8款・地域支援事業費は2億3,348万8,000円で、地域包括支援センター職員及び会計年度任用職員の人件費、生活支援コーディネーター事業委託料、介護予防サービス計画作成委託料、対馬市社会福祉協議会からの派遣職員給与費等負担金、介護予防・生活支援サービス事業負担金が主なものであります。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第5号までの4件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

令和6年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第7号及び認定第8号の2件について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月3日対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、舎利倉水道局長及び山崎水道課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第7号、令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入は、1款、1項、1目・下水道使用料は、集落排水処理施設の下水道使用料で、令和5年度末の加入件数は68件で、加入率は76.4%となっております。

3款、1項、1目・一般会計繰入金は、歳出総額から歳入総額を差し引いた歳入不足分の繰り入れを行っています。

6款、1項、1目・下水道事業債は、下水道事業法適化への移行事務及び下水道事業会計システムの導入に伴う公営企業会計適用債の借入れです。

次に、歳出は、1款、1項、1目・一般管理費は、集落排水処理施設の下水道使用料徴収委託料、下水道事業法適化業務委託料及び下水道事業会計システム導入業務委託料であります。

2目・施設管理費は、施設の維持管理に係る経費です。なお、不用額が例年より多く計上されておりますが、その理由といたしまして、本特別会計が令和5年度末をもって打切り決算となったことから、令和6年度より公営企業会計へ移行するため、未払い金として処理したものです。

2款、1項、1目・元金は、下水道事業債の償還金元金で、令和5年度末の未償還金残高は1億2,446万9,780円となっております。2目・利子は、下水道事業債の償還金利子です。

次に、認定第8号、令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入の1款、1項、1目・給水収益は、令和5年度分の水道使用料で、料金収納率は現年度分が97.41%、過年度分は37.95%となっております。2目・その他営業収益は、量水器売却収益及び給水装置工事竣工検査手数料等であります。

2項、2目・加入金は、新規水道加入金45件分であります。4目・他会計負担金は、企業債利子などに対する一般会計からの負担金であります。5目・長期前受金戻入は、補助金及び一般会計負担金等で取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したものです。6目・資本費繰入収益は、企業債元金に対する一般会計からの負担金です。

収益的支出の1款、1項、1目・配水及び給水費は、職員10名分の人件費及び水道施設の維持管理費が主なものです。2目・総係費は職員4名分の人件費、印刷製本費、通信運搬費及び委託料など管理に要する費用が主なものです。3目・減価償却費は、固定資産の減価償却費です。

4目・資産減耗費は、資産の廃棄に伴う固定資産の除却費です。5目・その他営業費用は、貯蔵量水器を売却量水器へ振り替えた費用であります。

2項、1目・支払利息は企業債の償還利子です。2目・雑支出は、過年度分の水道料金の還付及び閉栓・漏水等による減額に係る費用であります。3目・消費税は、令和5年度分の確定納付税額です。

3項、1目・過年度損益修正損は、過年度分の未収水道料金を簿外債権に振り替えた費用であります。

資本的収入の1款、1項、1目・企業債及び2項、1目・簡易水道国庫補助金は、中西部地区簡易水道、三根地区簡易水道及び中央地区簡易水道基幹改良事業に伴う企業債及び国庫補助金であります。

3項、1目・他会計負担金は建設改良に対する一般会計からの負担金であります。

4項、1目・補償金は、国・県道及び河川整備に伴う水道施設の補償工事に対する補償費です。

資本的支出の1款、1項、1目・営業設備費は、ポンプなどの備品購入費が主なものであります。2目・施設整備費は、各水道施設の整備費が主なものです。3目・簡易水道整備工事費は、中西部地区簡易水道、三根地区簡易水道及び中央地区簡易水道基幹改良事業に係る事業費であります。

2項、1目・企業債償還金は企業債元金償還金で、令和5年度末の未償還残高は28億6,833万3,762円となっております。

委員からは、阿連地区の世帯数が減少してくるので、今後集落排水処理施設はどうしたほうがよいのか、よく検討していただきたいという意見がありました。

以上、本委員会に付託されました認定第7号及び認定第8号の2件については、慎重に審査し採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから認定第2号から認定第8号までの7件に対する討論、採決を一括して行います。

7件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

7件に対する各委員長の報告は、いずれも認定とするものであります。

お諮りします。認定第2号、令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定についての7件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。認定第2号から認定第8号までの7件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17. 承認第12号

日程第18. 承認第13号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号））及び日程第18、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号））の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を令和6年10月3日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、令和6年9月21日の集中豪雨により発生した災害に係る復旧費用を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,579万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億9,907万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございま

す。

第2条、地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの第2表地方債補正によるものとし、地方債の限度額を42億1,440万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税359万5,000円を追加しております。

22款・市債は、農林水産施設災害復旧債1,510万円、公共土木施設災害復旧債2,870万円、その他災害復旧事業債340万円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

11款・災害復旧費は、1項・農林水産施設災害復旧費に2,336万7,000円を、2項・公共土木施設災害復旧費に2,870万円を、4項・その他の災害復旧費に372万8,000円を、それぞれ計上しております。

なお、災害復旧費につきましては、別途参考資料をお配りしておりますので御参照ください。

続きまして、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を令和6年10月9日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、10月27日に投開票が実施されました衆議院議員総選挙に係る経費を追加するものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,615万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ345億3,522万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、16款・県支出金、3項・委託金は、衆議院議員選挙費委託金

3,615万4,000円を追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2款・総務費、4項・選挙費は、衆議院議員選挙に係る投票管理者報酬や職員手当等総額3,615万4,000円を追加しております。

なお、10ページから13ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしく願いいたします。

以上で、承認第12号及び承認第13号、専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから承認第12号及び承認第13号の2件に対する討論、採決を一括して行います。

2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。承認第12号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号））、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号））の2件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、原案のとおり承認されました。

昼食休憩といたします。再開を1時5分からといたします。

午前11時59分休憩

午後1時05分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。黒田昭雄君から早退の届出があつております。

日程第19. 議案第61号

○議長（初村 久藏君） 日程第19、議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、介護施設開設事業補助金の計上、中学校教師用教科書等購入費の計上、漁業用燃油高騰対策補助金の追加、人事異動等による人件費の減額などが主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億656万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347億4,178万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから7ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものとなります。

第2条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を、8ページ、9ページの第2表債務負担行為補正によることとし、EV充電設備等借上料、EV自動車借上料、万博対馬ウィーク展示スペース借上料、市議会議員選挙費を追加するものでございます。

第3条、地方債の補正は、地方債の変更を、8ページ、9ページの第3表地方債補正によるものとし、地方債の限度額を42億8,360万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款・市税は、定額減税による減収見込みとして、市民税1億1,568万1,000円を減額しております。

2款・地方譲与税は、森林環境譲与税1,468万3,000円を追加しております。

10款・地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金など1億1,068万1,000円を追加しております。

16ページをお願いいたします。

16款・県支出金、2項・県補助金は、地籍調査事業補助金1,676万4,000円の減額及

び地域医療介護総合確保基金事業補助金1億1,480万4,000円の追加が主なものでございます。

17款・財産収入は、各種基金の利子1,315万1,000円を追加しております。

18ページをお願いいたします。

18款・寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金1,125万2,000円を追加しております。

19款・繰入金は、財政調整基金繰入金6,000万円を減額し、振興基金繰入金900万円を追加しております。

21款・諸収入は、生活保護費国庫負担金精算金1,357万9,000円及び消防団拠点施設移転補償費1,273万6,000円の計上が主なものでございます。

22款・市債は、漁業用燃油高騰対策事業3,170万円、県工事港湾事業2,020万円の追加など、各事業の事業費の増減によりまして、合わせて6,920万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

24ページをお願いいたします。

2款・総務費でございますが、1項・総務管理費、7目・企画費は、CATV施設修繕料2,356万2,000円、移住・定住推進事業補助金500万円の追加などが主なものでございます。

26ページをお願いいたします。

5項・統計調査費、3目・地籍調査費は、地籍調査測量委託料2,190万9,000円の減額が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

3款・民生費でございますが、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費は、国・県費精算返還金2,100万3,000円の計上及び人件費の減額が主なものでございます。2目・社会福祉施設費は、総合福祉保健センター受水槽改修工事1,396万1,000円の追加が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

5目・老人福祉費は、介護施設開設事業補助金1億1,480万4,000円の計上が主なものでございます。

34ページをお願いいたします。

4款・衛生費でございますが、1項・保健衛生費は、国・県費精算返還金1,233万3,000円の計上、対馬市斎場つつじの苑設備修繕料710万6,000円の追加及び人件費の減額が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。

6款・農林水産業費でございますが、2項・林業費は、森林環境譲与税活用基金積立金1,480万9,000円の追加及び人件費の減額が主なものでございます。3項・水産業費は、漁業用燃油高騰対策事業補助金3,175万7,000円の追加が主なものでございます。

46ページをお願いいたします。

8款・土木費でございますが、4項・港湾費は、県港湾事業負担金2,074万5,000円の追加が主なものでございます。

9款・消防費でございますが、1項・消防費は、各消防施設の修繕料563万円の追加及び人件費の減額が主なものでございます。

50ページをお願いいたします。

10款・教育費でございますが、3項・中学校費は、中学校教師用教科書等購入費3,098万円の追加が主なものでございます。

なお、56ページから59ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第20. 議案第62号

日程第21. 議案第63号

日程第22. 議案第64号

○議長（初村 久藏君） 日程第20、議案第62号、令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から、日程第22、議案第64号、令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました議案第62号から議案第64号までの3件につきまして、提案理由とその内容について、続けて御説明いたします。

初めに、議案第62号、令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明

いたします。

今回の補正は、診療所医薬材料費の追加が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,385万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,892万7,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

4款・繰入金は、一般会計からの繰入金を減額しております。

5款・繰越金は、前年度繰越金を追加しております。

6款・諸収入は、新型コロナワクチン接種業務収入及びワクチン接種個人負担金を計上しております。

予算書10ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

2款・1項・医業費は、新型コロナワクチン医薬材料費を追加しております。

なお、12ページ、13ページに、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第63号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,749万6,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款・国庫支出金は、国保システム開発費等補助金の追加でございます。

4款・県支出金は、普通保険給付費等交付金の追加でございます。

5款・財産収入は、財政調整基金利子の追加でございます。

6款・繰入金は、一般会計繰入金の減額及び財政調整基金の減額でございます。

7款・繰越金は、前年度繰越金を追加しております。

予算書10ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款・総務費、1項・総務管理費及び2款・保険給付費、5項・葬祭諸費は、財源内訳の変更でございます。

5款・保健事業費、1項・特定健康診査等事業費は、月額会計年度任用職員報酬を追加しております。

6款・1項・基金積立金は、財政調整基金積立金の追加でございます。

8款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、令和5年度の出産育児一時金臨時補助金に係る国費精算還付金を計上しております。

なお、12ページ、13ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第64号、令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、介護予防生活支援サービス事業費の追加が主なものでございます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ988万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,973万円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの第1表歳入歳出予算補正によるものがございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして御説明申し上げます。

予算書は、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

6款・財産収入は、介護給付費準備基金利子の追加でございます。

7款・繰入金は、一般会計繰入金の減額及び介護給付費準備基金繰入金の追加でございます。

予算書の10ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

4款・1項・基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の追加でございます。

6款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、過年度分保険料払戻金の追加でございます。

8款・地域支援事業費、1項・介護予防・生活支援サービス費は、介護予防・生活支援サービス事業利用者見込み増加に伴う負担金の追加でございます。

なお、14ページ、15ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第62号から議案第64号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対するに対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第62号、令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第65号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、議案第65号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、原田武茂君。

○中対馬振興部長（原田 武茂君） ただいま議題となりました議案第65号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、一般会計からの繰入金の減額、月額会計年度任用職員の報酬等人件費の減額及び補助機関のオーバーホールに伴う施設管理費の増額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,705万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページをお願いいたします。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を82万7,000円減額しております。

5款・財産収入、1項、財産運用収入は、基金利子9,000円を追加しております。

次に、歳出についてでございます。

予算書の10ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費218万2,000円の減額でございますが、年度当初より公募しておりました会計年度任用職員の応募が11月までになかったことに伴い、4月から12月分の報酬、給料、手当等の人件費をそれぞれ減額するものでございます。

次に、2款・施設費、1項・施設費、1目・施設管理費は、補助機関のオーバーホールの費用136万4,000円を追加しております。

12ページから13ページに補正予算給与費明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第65号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第66号

日程第25. 議案第67号

○議長（初村 久藏君） 日程第24、議案第66号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第25、議案第67号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舍利倉 政司君） ただいま一括議題となりました議案第66号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第67号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第66号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、水道使用料の追加と職員の人事異動に伴う人件費の増減及び水道施設の維持管理経費と工事請負費の追加が主なものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和6年度対馬市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和6年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で第1款・水道事業収益、第1項・営業収益を2,587万9,000円追加し、第2項・営業外収益を170万7,000円追加し、水道事業収益の総額を10億9,398万6,000円とし、支出で第1款・水道事業費用、第1項・営業費用を1,252万3,000円追加し、水道事業費用の総額を10億3,766万3,000円とするものでございます。

第3条で、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で第1款・資本的収入、第3項・負担金を250万円追加し、資本的収入の総額を5億4,948万7,000円とし、支出で第1款・資本的支出、第1項・建設改良費を250万円追加し、資本的支出の総額を9億201万円とするものでございます。

第4条で、予算第9条中1億7,830万4,000円を1億7,964万4,000円に、第5条で、予算第10条第4号中、7,893万9,000円を8,143万9,000円に改めるものでございます。

6ページ、7ページに補正予算給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

それでは補正予算の内容について、御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入でございますが、1款・水道事業収益、1項・営業収益、1目・給水収益は、宿泊施設、商業施設等の水道使用水量の増加による水道使用料2,587万9,000円の追加、2項・営業外収益、2目・加入金は、大型施設や住宅の新築など新規加入者の増加による水道利用加入金141万3,000円の追加、3目・雑収益は、その他雑収益29万4,000円の追加でございます。

次に、収益的支出でございますが、1款・水道事業費用、1項・営業費用、1目・配水及び給

水費は、1節・給料から4節・法定福利費まで、施設管理職員等の人件費で114万2,000円の追加、7節・備消耗品費から23節・材料費までは、水道施設の維持管理に係る経費で1,118万3,000円の追加、これらを合わせまして総計1,232万5,000円の追加でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2目・総係費は、1節・給料から4節・法定福利費までは、管理職及び会計事務職員の人件費で19万8,000円の追加でございます。

次に、資本的収入でございますが、1款・資本的収入、3項・負担金、1目・他会計負担金は、消火栓設置等の増設工事に伴う一般会計負担金250万円の追加でございます。

次に、資本的支出でございますが、1款・資本的支出、1項・建設改良費、3目・簡易水道整備工事費は、事業費の見直しに伴う旅費、備消耗品費の工事請負費への組替え及び消火栓設置等の増設工事による250万円の追加でございます。

続きまして、議案第67号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、排水処理施設の修繕費を追加するものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で第1款・漁業集落排水事業収益、第2項・営業外収益を200万円追加し、漁業集落排水事業収益の総額を2,835万5,000円とし、支出で第1款・漁業集落排水事業費用、第1項・営業費用を200万円追加し、漁業集落排水事業費用の総額を2,768万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入でございますが、1款・漁業集落排水事業収益、2項・営業外収益、4目・他会計補助金は、排水処理施設の修繕費に対する一般会計からの繰入金200万円の追加でございます。

次に、収益的支出でございますが、1款・漁業集落排水事業費用、1項・営業費用、1目・処理場費は、排水処理施設の修繕費200万円の追加でございます。

以上で、議案第66号、議案第67号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第66号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第68号

○議長（初村 久藏君） 日程第26、議案第68号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第68号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表は2ページ及び3ページとなります。

本件は、救急救命士の業務負荷の高さを鑑み、救急救命士の資格を有する職員の救急出動手当の増額及び今後支給の見込みがない機械操作手当と介護手当の廃止について、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、第12条の救急出動手当に救急救命士の資格を有する職員が出動した場合は、出動1回につき500円とするようただし書を加え、第7条の機械操作手当及び第9条の介護手当の条文を削るよう改正するものであります。

なお、附則でこの条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 議長にちょっと確認しますが、これ採決は本日ですか、最終日ですか。

○議長（初村 久藏君） この条例は今日です。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今日、今日します。分かりました。

ちょっと何点かお尋ねをしたいと思います。

今、消防職員の救急救命手当に関する、出動手当に関する件なんですけども、まず今、消防職員の手当が1夜勤に400円、火災出動が300円、1回ですね。救急出動手当が1回、今200円ということで確認、消防長に確認、よろしいですか、これで。今現在、手当。

1夜勤に1回400円、火災出動が1回300円、そして救急出動手当が1回200円。よろしいですか。はい。

この条例は、もうほとんど合併当初以来から変わってないんです、この出動手当。今回、この救急救命士の手当を500円、1回出動に対して、これ、普通の消防職員は200円。救急救命士に関しては、資格を有するものは500円ということですね。はい、分かりました。

そして、消防職員の今回上がっている条例改正なんですけども、今現在の救急救命士は27名ですか、在籍しているのは。そして、この1回500円に今回決められた根拠、そしてほかの自治体の例などありましたら、お願いします。

○議長（初村 久藏君） 消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） 糸瀬議員の御質問にお答えします。

まず根拠としましては、救急救命士を取得するには、7か月の研修が要りまして、普通の救急隊員とは違いますので、200円のところを500円にしたというところなんです。

それから、各長崎県下の手当なんですけど、まずほとんどの消防本部が救急救命士に特化した手当

は出していませんけど、新上五島町消防本部が救急救命士の研修をした職員、合格した職員に400円支給しています。

それから、県央消防本部、大村、諫早、小浜です、その県央消防本部は特定行為を行った、救急救命士が4項目、特定行為が行われますので、それを実施したときに400円支給しているところであります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） はい、分かりました。今、対馬市の消防職員は、非常に中途退職者が多くございます。

そして、なおさらやはりまだ10名程度不足をしている状況ではございますけども、せっかくのこの救命救急の資格手当に関して踏み込んだあれをやっけていこうとしているのに、どこの民間の企業も、国家試験は資格を取ると5,000円なり1万円の一律皆さん支給を頂いております。

ですから、国家資格を要する職員が、今、これ1回につきと言いますと、配属先によっていろいろと平等、不平等性が生じるんじゃないかと、私は思うんですけども、今回この条例を決定するというので、今後の救急救命手当というのは、職員が果たして今後、救急救命の資格を取ろうという意欲につながるのかなと、私はそれを心配しているんです。

あまり回数だけでこだわっても、せっかくの国家資格ですので、一律、27名でしょ、資格を要しているのは、これ予算にしてもそんなに大きくなりません。

市長が最終的に決定されたと思いますけども、せっかくのこういう手当の条例改正ですので、もう少し思い切った条例改正が必要じゃないかなと、私個人は思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第68号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今回の議案第68号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を

改正する条例には、私は反対の立場で討論をいたします。

反対理由として、新旧対照表の改正案第10条、消防職員の救急出動手当に関する内容ではございますが、救急救命士の資格を有する職員については、出動1回につき500円とする改正金額であります。

現在、対馬市消防職員で救急救命士の資格を有する職員は27名在籍しており、対馬各支署に配属されており、救急出動の際には必ず3名が乗車して、そのうち必ず1名は救急救命士が乗車して救急搬送を行っております。

救急救命士の業務は、患者の命を守るべく、救急車両内の器具や薬品点検、現場到着から病院までの搬送の間、医師の指示の下、看護師に代わって、病院到着までの間の高度な業務内容であります。

対馬市では、これまでに救急救命士の資格取得後の資格手当はなく、一般職員と同等の出動手当200円で行ってまいりました。今回の条例改正で、出動1回500円に変更されてはいますが、根拠が不透明であり、配属先による出動回数の不公平さや現在の社会情勢の時給単価等を考えた場合、1回500円の支給では、私は疑問を感じます。

現在でも消防職員は不足しており、今回の出動手当の金額では、今後、救命救急士を目指す若手消防職員が果たして増えるのかが心配であります。

北部地区に配属されている消防職員は、患者の症状によっては難知の対馬病院まで搬送もあり、時間的に出動から各消防署に最後戻ってくるまで4時間から5時間かかる場合もございます。せっかくの救急救命士資格手当の改革に踏み込んだのならば、しっかりとトップダウン式の決定ではなく、現場職員の声を聞き、アンケートなどを実施して納得した上で決定していくべきだと思います。対馬市は他の自治体にはない職場環境や魅力ある各種手当の充実を図り、今後、退職者を1人も増やさないように考えてほしいと思います。

今回の第68号議案はもう少し議論が必要ではないかと思っております。今日この場で結論を出すのではなく、委員会等に付託してもいいのではと私は思います。どうか議員皆様の賛同をよろしくお願いして反対の討論といたします。

○議長（初村 久藏君） ほかに賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認めます。

異議がありますので、本件は起立によって採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第69号

日程第28. 議案第70号

○議長（初村 久藏君） 日程第27、議案第69号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例及び日程第28、議案第70号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま一括議題となりました議案第69号及び第70号につきましては、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由とその内容について御説明させていただきます。

初めに、議案第69号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の4ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和8年4月から厳原町の対馬市立豆殿小学校を久田小学校へ。また、豆殿中学校を久田中学校へ統合することについて、保護者の同意並びに関係地区との合意を交わすことができましたので、統合を行うための所要の改正を行うものでございます。

条例の改正部分でございますが、別表第1の1、小学校の表中、対馬市立豆殿小学校の項を削り、また別表第1の2、中学校の表中、対馬市立豆殿中学校の項を削るものでございます。

このことにより、令和8年度における学校数は、小学校14校、中学校10校となります。

今後につきましては、児童生徒の交流事業等を行いながらスムーズな統合ができるように努めてまいります。

なお、附則で施行期日を令和8年4月1日としております。

次に、議案第70号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の5ページをお願いいたします。

今回の改正は、廃校施設の利活用により対馬市佐須ふれあい体育館を別用途で活用するため、また施設の老朽化により、解体の必要性があります対馬市佐須体育館の両施設につきまして体育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正部分でございますが、別表第1中、対馬市佐須ふれあい体育館の項及び対馬市佐須体育館の項を削るものでございます。

なお、附則で施行期日を交付の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第69号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を2時10分からといたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第29. 議案第71号

○議長（初村 久藏君） 日程第29、議案第71号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました議案第71号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案書は13ページ、新旧対照表は6ページから8ページでございます。

新旧対照表7ページを御覧ください。

今回の改正は、令和4年度から継続事業で実施しておりますあそうベイパーク整備事業として多目的広場で施工中のあそうベイパーク遊具設置工事が年度内に完了予定であること。また、幅広い年齢層の方々の利用促進を図る目的で、第6条第1項で規定する多目的広場の使用料を別表第2から削除いたします。

続いて、8ページを御覧ください。

第6条第2項中別表第3で規定している指定管理者に管理させる移動販売の許可施設にあそうベイパークを追加し、施設の魅力向上と利用者の利便性の向上を図るものです。

なお、附則において施行期日を交付の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第71号についての提案理由と内容の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第30. 議案第72号

○議長（初村 久藏君） 日程第30、議案第72号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） ただいま議題となりました議案第72号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書15ページから16ページをお願いします。

令和6年6月7日に交付されました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便

性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定を引用する条例について条項ずれが生じることによる改正でございます。

改正箇所については、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の9ページから12ページをお願いいたします。

第1条は、対馬市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例中、目的を規定する第1条において第13条第1項を第16条第1項に改め、第10条に情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正を加えるものでございます。

第2条は、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例中、定義を規定する第2条第3号において第2条第8項を第2条第9項に、同条第4号において第2条第12項を第12条第13項に、同条第5号において第2条第14項を第2条第15項に改めるものでございます。

第3条は、対馬市議会の個人情報の保護に関する条例中、定義を規定する第2条第10項において、第2条第8項を第2条第9項に、利用及び提供の制限を規定する第12条第5項の表、第38条第1項第1号の項中第2条第9項を第2条第10項に改めるものでございます。

なお、条例の附則といたしまして第1条の規定については、改正法の施行の日、第2条及び第3条の規定については、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日と定め、施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第72号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第72号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおりに可決されました。

日程第31. 議案第73号

○議長（初村 久藏君） 日程第31、議案第73号、対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました議案第73号、対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定についての提案理由とその内容を説明いたします。

議案書は17ページでございます。

本施設については、現在、一般社団法人対馬観光物産協会を指定管理者として管理運営しておりますが、令和7年3月31日をもって期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号による公募によらない候補者の選定により、引き続き、一般社団法人対馬観光物産協会、会長佐伯達也氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者候補の選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会において選定方法及び審査基準に沿って審査した結果、まず、一般社団法人対馬観光物産協会が条例第5条に基づく公共的団体であること。さらに、同協会の事業内容である観光及び物産の振興に係る事業として観光客の誘致促進、島の特産品のPRを永年にわたり取り組んできたことなどから、今後も当施設を健全に運営することができる指定管理者候補として選定をいただいております。

指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としており、この期間の指定管理料は発生しないとしております。

以上で、議案第73号についての提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第32. 議案第74号

○議長（初村 久藏君） 日程第32、議案第74号、対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） ただいま議題となりました議案第74号、対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は19ページをお願いいたします。

本施設は、令和2年4月1日から対馬ゴルフ倶楽部を指定管理者として管理運営を実施しておりますが、令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体から申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補、対馬ゴルフ倶楽部、理事長中原康博氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定に当たっては、本年7月19日から8月30日まで公募を行いました。

その結果、1団体からの申請があり、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の実施により事業計画、収支計画及び経営能力を総合的に判断した結果、対馬ゴルフ倶楽部、理事長中原康博氏を指定管理者候補として選定いたしました。

本施設に係る指定管理料は発生しないものです。

なお、指定管理期間は令和7年4月1日からの5か年としております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第33. 議案第75号

○議長（初村 久藏君） 日程第33、議案第75号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） ただいま議題となりました議案第75号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

体験であい塾匠は、対馬市農産物等活用型総合交流施設として地場産品の確立と体験型観光の定着を図る施設でございます。

本施設は、令和2年4月1日より、匠運営協議会を指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公募を行ったところ、1団体からの応募がありました。

審査の結果、指定管理者候補として匠運営協議会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めます。

なお、指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第34. 議案第76号

日程第35. 議案第77号

○議長（初村 久藏君） 日程第34、議案第76号及び日程第35、議案第77号、工事請負契約の締結についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま一括議題となりました議案第76号及び議案第77号につきましては、建設部所管でございますので、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

初めに、議案書の23ページをお願いします。

議案第76号、工事請負契約の締結について、本議案は、市道尾浦浅藻線道路改良工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、一般競争入札で公募を行い、17社から申請があり、去る10月22日に入札を実施した結果、株式会社小宮建設、代表取締役小宮量浩氏が2億1,534万5,500円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した2億3,688万500円で、令和6年10月28日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の24ページ、参考資料をお願いいたします。

道路改良工事延長96メートル、車道幅員5.5メートル、主な工種といたしまして、土工、擁壁工、函渠工、護岸工、排水構造物工および舗装工などを施工するもので、現在、安神地区側から施工中の同路線トンネル工事の終点坑口と尾浦地区側の既存道路、市道尾浦線を接続するための取付工事を実施するものでございます。

参考に、25ページから26ページにかけて平面図および標準横断図を添付し、また、タブレット議案フォルダーに添付資料として、入札結果一覧表および位置図を掲載しておりますので御参照ください。

なお、本請負工事は、継続費に係る契約でございますので、工期を本契約締結後から令和8年3月25日までの予定としております。

続きまして、議案書27ページをお願いします。

議案第77号、工事請負契約の締結について、本議案は、雞知団地新築工事（建築主体）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、一般競争入札で公募を行い、3者から申請があり、去る11月19日に辞退の届出があった1者を除く2者により入札を実施した結果、株式会社中原建設、代表取締役中原康博氏が5億8,000万円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した6億3,800万円で、令和6年11月21日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の28ページ、参考資料をお願いします。

鉄筋コンクリート造2階建て住宅2棟を建設するもので、そのうちA棟は、延床面積493.66平方メートルで、間取り2DKが8戸。また、B棟は、延床面積565.66平方メートルで、間

取り2DKと3DK、それぞれ4戸を施工するものでございます。

参考に29ページに、工事箇所の位置図と配置図を、30ページから32ページにかけて各棟別の平面図と立面図を添付し、またタブレット議案フォルダーに添付資料として入札結果一覧表を掲載しておりますので御参照ください。

なお、本請負工事は、継続費に係る契約でございますので、工期を本契約締結後から360日間の予定としております。

以上、簡単ではございますが、議案第76号及び議案第77号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号及び議案第77号の2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第76号、工事請負契約の締結について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、工事請負契約の締結について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第78号

○議長（初村 久藏君） 日程第36、議案第78号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、原田武茂君。

○中対馬振興部長（原田 武茂君） ただいま議題となりました議案第78号につきましては、中対馬振興部所管の議案でございますので、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。議案書の33ページをお願いします。

議案第78号、財産の取得について、本議案は、長崎県が管理しております仁位港の港湾施設背後の単独用地につきまして平成元年4月に、旧豊玉町が長崎県との間に取り交わした確約書に基づき、林業、水産業、観光業の活性化を図る目的で、仁位港湾都市再開発用地としての用地取得に係る財産取得契約を締結したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の取得予定の物件の所在地は、仁位港湾の長崎県の単独用地であります対馬市豊玉町仁位字ハロウ2089番地26ほか2筆で、地目は雑種地でございます。

取得面積が7,699.34平方メートルで、取得金額は5,543万5,248円でございます。

本年10月29日に、長崎市尾上町3番1号、長崎県知事大石賢吾氏を相手方とした財産取得仮契約を締結しております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

参考に、議案書34ページに財産取得概要を、35ページに土地の表示、36ページ、37ページに位置図、用地測量図を添付しております。

以上、簡単ではございますが、議案第78号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第78号、財産の取得について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時42分散会
